

令和5年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

奈良県立大学の財務事務の執行について

奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について

令和6年3月

奈良県包括外部監査人
公認会計士 福竹 徹

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
	（1）監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
	（1）奈良県立大学	1
	（2）奈良県営競輪事業費特別会計	2
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の対象範囲	2
	（2）監査要点	3
	（3）主な監査手続	3
5	外部監査の実施期間	4
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	4
7	利害関係	4
第 2	包括外部監査の結果及び意見	5
1	調査対象とした業務の概要	5
	（1）県立大学	5
	（2）奈良競輪	5
2	監査報告における「結果」と「意見」の判断基準	5
3	県立大学	6
	（1）結果及び意見の要約	6
	（2）目標設定・業績評価	7
	（3）購買管理	9
	（4）固定資産・物品管理	10
	（5）外部資金管理	11
	（6）人事給与管理	12
	（7）収入管理	13
	（8）施設設備管理	13
	（9）情報システム管理	14
4	奈良県営競輪事業	14
	（1）結果及び意見の要約	14
	（2）中長期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会	15
	（3）購買管理	16

(4) 包括委託.....	17
(5) 施設設備管理.....	18
(6) 収入・資金管理.....	18
第3 総括的な所見.....	19
1 県立大学.....	19
2 奈良競輪.....	20

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

- ① 奈良県立大学の財務事務の執行について
- ② 奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について

（2）監査対象期間

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

（1）奈良県立大学

県が設置する奈良県立大学（以下、「県立大学」という。）の運営にあたり、令和4年度は9億円を超える県民の負担が発生しており、負担額は決して小さな額ではない。県民の負担により運営されている以上、県に貢献することが求められ、それは、県が定める中期目標の達成を通じてなされることとなる。

このような目標の達成が義務付けられる県立大学について、まず、外部環境は年々厳しさを増している。すなわち、近年は、看護学部等の設置や私学の公立化の影響を受けて公立大学の学生は増加の一途をたどる一方、公立大学の運営にあたり国から自治体に措置される地方交付税の総額は学生数の増加に追いついておらず、地方交付税の学生1人あたりの単位費用は減少傾向にあるため、半数以上の自治体が自己財源で大学に対する運営費交付金を補っているのが現状である。このような状況の中、県民の負担を少しでも軽減させるためには、県立大学は自己財源の拡充と効率化を進めていく必要があるといえる。

また、内部環境では、ガバナンスの発揮が課題といえる。すなわち、地方独立行政法人化された大学は、設立団体から独立した運営をし、設立団体は事後的に大学の業績を評価することになる。そのため、一般会計で運営していた法人化前に比べて目が行き届きにくくなり、ガバナンスの発揮に苦慮している自治体が多数ある。

以上より、県立大学が中期目標の達成に向けてどのような取組を実施しているのか、設立団体としてのガバナンスが働いているのか、効率的に業務を実施しているのかを監査することは有用なものと考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

(2) 奈良県営競輪事業費特別会計

全国の競輪事業は、インターネット等による売上高の増加により、車券売上高は最盛期の50%程度まで回復（最も売上高が少なかった時期に比べると1.5倍まで増加）するに至っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入場者数は激減したままの状況である。県では、近年、相次いで遊園地が閉園し、競輪事業は残された数少ない娯楽施設の一つといえるが、現在の入場者数では、その役割を十分に果たしているとは言えないと考えられる。

奈良県営競輪事業費特別会計（以下、「奈良競輪」という。）は、これまで累積で300億円以上もの金額を一般会計に繰出し、県財政に貢献してきた。しかし、平成21年ごろから赤字を計上するようになったことから、平成24年9月から5回にわたって「奈良県営競輪あり方検討委員会」において存廃に関する議論が進められ、平成25年5月に包括外部委託の導入により平成26年度から平成28年度まで運営を継続する中間報告がとりまとめられた。その後も「奈良県営競輪あり方検討委員会」による存廃の議論が重ねられ、平成28年3月には、平成29年度から令和3年度までの5年間運営を継続することが決定した。そして、その後も議論が進められ、令和3年には、令和4年度から令和8年度まで当面実施することが決定しているが、現在もあり方が検討されている。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、奈良競輪を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の奈良競輪から一般会計への繰出しの状況は県財政に大きな影響を与える可能性がある。したがって、奈良競輪の現状を会計的な視点から分析して現時点での正確な状況を把握するとともに、奈良競輪の財務事務の執行を監査することは、将来の県への財政貢献に有用であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

① 県立大学

県立大学に関する事業の財務事務を監査対象とする。対象部署は、県立大学及び県立大学を所管する文化・教育・くらし創造部教育振興課（以下、「教育振興課」という。）とする。

② 奈良競輪

奈良競輪に関する事業の財務事務を監査対象とする。対象部署は、奈良県営競輪場及び奈良競輪を所管する産業・観光・雇用振興部地域産業課（以下、「地域産業課」という。）とする。

(2) 監査要点

① 県立大学

- ア 中期目標の達成に向けた取組みが実施されているか。取組みの効果測定が実施されているか。
- イ 目的積立金に対する経営努力認定は適切に行われているか。安易に経営努力を認定していないか。
- ウ 将来の施設整備費の確保に向けた検討を実施しているか。
- エ 入札や見積り合わせの実施、教員の立替の削減などを通じ、業務費の削減に取り組んでいるか。
- オ 研究費の支出管理は適切に行われているか。
- カ 納品検収は適切に行われているか。
- キ 労務管理は適切に行われているか。
- ク 情報システムの管理は適切に行われているか。

② 奈良競輪

- ア 将来の収支計画を策定し、収支を踏まえた運営管理を実施しているか。
- イ 売上増加、収支改善等に向けた利用促進策を進める等経営努力が行われているか。
- ウ 施設の老朽化に対し、対応計画を作成しているか。
- エ 入札や見積り合わせの実施を通じ、業務費の削減に取り組んでいるか。
- オ 納品検収は適切に行われているか。

(3) 主な監査手続

(合規性の観点)

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかに関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 物品や役務の購入事務、労務管理等が法令、規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 物品の管理（受け払い、残高管理）が適切に行われているか。
- ・ 会計処理が会計基準等に従って適切に実施されているか 等

(経済性、効率性等の観点)

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかに関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 情報システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ・ 長期的な視点での支出の削減を意識した取組みが実施されているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和5年6月29日 至令和6年3月31日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見	拓馬
公認会計士	吉原	宏
公認会計士	城本	佳丈
公認会計士	守谷	義広
公認会計士試験合格者	細田	優
公認会計士試験合格者	中村	厚志
公認会計士試験合格者	増村	有咲

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果及び意見

1 調査対象とした業務の概要

(1) 県立大学

県立大学が実施している業務のうち、目標設定・業績評価、購買管理、固定資産・物品管理、外部資金管理、人事給与管理、収入管理、施設設備管理、情報システム管理の8つの業務を対象とした。県立大学は公立大学法人化され、県とは別の法人格を有した組織であることから、基本的に業務全般は県立大学で実施されている。したがって、監査の対象部署は県立大学が大半となっているが、一部、所管課である文化・教育・くらし創造部教育振興課 教育企画・政策研究係の業務も対象としている。

(2) 奈良競輪

奈良競輪は一般会計への繰出しが前提となっていることから、まず、中期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会にて将来の運営に向けた検討状況を確認した。そして、奈良競輪で実施されている業務のうち、購買管理、施設設備管理、収入・資金管理を対象に監査を実施した。包括委託は購買管理に含まれる業務であるが、重要な業務であるため、1節を設けている。また、基本的に奈良競輪場を対象部署としているが、一部は所管課である産業・観光・雇用振興部地域産業課も対象としている。

なお、奈良競輪場は県の一部署であることから、人事給与管理、システム管理等は本庁で実施しており、県全体で管理している業務については監査対象外としている。

2 監査報告における「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合规性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

3 県立大学

（1）結果及び意見の要約

県立大学においては、19件の結果及び19件の意見が検出された。（2）以降で結果及び意見の要約を記載し、詳細な内容については本編を参照されたいが、特に重要な結果及び意見については、概要版においても詳細な内容を記述している。

項目	結果及び意見	頁数
（2）目標設定・業績評価		
① 公立大学法人の目標設定・業績評価		
② 県立大学の中期目標・中期計画	意見 1、意見 2 意見 3	7～8
③ 県立大学の令和 4 年度の業務実績等の評価	意見 4、意見 5	8
④ 経営努力認定	意見 6	8～9
（3）購買管理		
① 県立大学の購買取引の規模		
② 購買業務の概要	結果 1、意見 7 結果 2、結果 3 意見 8、結果 4	9～10
③ 旅費業務の概要	結果 5、意見 9 意見 10	10
（4）固定資産・物品管理		
① 県立大学が保有する固定資産・物品の概要		
② 固定資産・重要物品の具体的な管理方法	結果 6、結果 7 結果 8、意見 11	10
③ 県立大学が保有する図書概要		
④ 図書の具体的な管理方法	結果 9、結果 10 結果 11、意見 12	11
⑤ 財源管理		

項目	結果及び意見	ページ
⑥ その他の物品管理	結果 12	11
(5) 外部資金管理		
① 外部資金の定義		
② 県立大学の外部資金収入		
③ 外部資金の管理	意見 13、意見 14 意見 15	11～12
④ 外部資金の会計処理	結果 13、結果 14	12
(6) 人事給与管理		
① 県立大学の人件費の概要		
② 教職員に適用される人事制度		
③ 労務管理の方法	結果 15、結果 16 結果 17、意見 16 結果 18	12
(7) 収入管理		
① 県立大学の収入の規模		
② 運営費交付金		
③ 授業料、入学料等		
④ 雑収入	結果 19	13
(8) 施設設備管理		
① 大学の施設設備	意見 17	13
② 附属高校の施設整備	意見 18	13
(9) 情報システム管理	意見 19	14

(2) 目標設定・業績評価

意見 1

卒業生の県内就職率が中期目標及び中期計画の実現目標に織り込まれていない。県が設置する大学である以上、卒業生の県内就職率は重要な目標指標であると考えられるため、実現目標に織り込むことが望まれる。

(詳細な内容)

県が策定する第 2 期中期目標及び県立大学が策定する中期計画に、卒業生の県内就職率が目標指標として設定されていない。これは、県内就職率を目標設定することで、数値の上昇を図るために本来望まない学生に県内就職を迫ることのないように配慮しているためとのことである。しかし、県営の大学である以上、県内就職率は重要な目標指標であると考えられ、現に、他大学で目標指標に設定している事例は多数ある。したがって、過去の卒業生の調査や他大学の事例調査等を通じ、中期目標、中期計画に県内就職率を目標指標として設定することが望まれる。

なお、県立大学では、目標指標として設定はしていないものの、県内自治体等で

の独自のインターンシップの実施や、学生に対して県内に本社、事業所がある企業を積極的に紹介するなど、県内就職率の向上に繋がる取り組みを実施している。しかし、県内就職率を目標指標として設定しなければ、これらの県立大学の取り組みを県として評価することができない。また、県立大学の卒業生の県内就職率は13.5%（令和4年度）にとどまっている。この要因の一つとして、県内に本社を置く企業が少ないことが考えられるとのことであり（例えば、令和4年度末時点の上場会社の本社数は4社と都道府県別では下位8県に属する）、県として卒業生の就職先となり得る企業の育成に努めるべきことは当然ではあるが、県立大学により踏み込んだ取り組みを促すことも重要であると考えられるため、県内就職率を実現目標に織り込むことを検討されたい。

意見 2

卒業生の県内就職率が低迷しているため、他大学の事例を参考に、奨学費制度の創設や卒業生の分析を実施することが望ましい。

意見 3

中期目標及び中期計画で設定している実現目標がアウトプットのみとなっている項目があるため、アウトカムを意識した指標設定を行うことが望まれる。

意見 4

中期目標で実現目標として定めた「英語教育の強化」について、現状は、ネイティブ教員が英語の授業を担当したことを実績として評価しているのみだが、TOEFL ITP 団体試験の受験料の補助も行っていることから、当該試験の結果を活用し、学生の英語能力の向上を確認することが望ましい。

意見 5

中期目標で実現目標として定めた「教育の質保証」について、FD 研修（ファカルティ・ディベロップメントと呼ばれる教員研修）やセミナー、フォーラム、シンポジウム等を開催しているが、参加者へのアンケートが未実施であったり、アンケートを実施しても回収後に分析が行われていない。アンケートを実施し分析することで、今後の研修等の内容を改善させていくことが望ましい。

意見 6

中期目標期間終了時に計上されている積立金のうち、県立大学の経営努力によって発生したと県が認定した金額は全額を翌中期目標期間に繰越すことが可能とするルールを定めているが、今後の使途等を確認し、必要以上に県立大学に資金が留保されることがないように慎重に判断することが望ましい。

(詳細な内容)

地方独立行政法人法第 40 条第 4 項及び第 5 項により、中期目標期間終了時に計上されている積立金のうち、県の承認を受けた額については翌中期目標期間の業務の財源に充てるために繰越すことが可能だが、承認を受けなかった額は県に納付する必要がある。県では、中期目標期間の終了時に計上されている積立金（県立大学の経営努力によって発生したと県が認定した金額に限る。）の全額を承認し、翌中期目標期間に繰越すことを可能とするルールを定めている。確かに、積立金の確保は県立大学の長期的な財務戦略の実行に極めて重要であり、積立金の全額の繰越を認めることは県立大学に経営努力を促すインセンティブとなる。しかし、この先、必要以上に県立大学に資金が留保されると、県全体としての資金の有効活用の点から問題がある。したがって、積立金の繰越額の承認にあたっては、今後の用途や翌中期目標期間の収支計画等も考慮し、慎重に判断することが望まれる。

(3) 購買管理

結果 1

業務の一部を再委託しているが、再委託の承認が口頭にとどまり、承認するにいたった判断過程が残されていない。口頭での承認は証跡が残らないため、書面で承認証跡を残し、また、承認の判断過程も残す必要がある。

意見 7

エレベーター等の点検業務を単年度契約により締結しているが、昨今の物価上昇の状況に鑑み、価格上昇リスクを考慮し、複数年契約の締結を検討することが望ましい。

結果 2

研究費の支出契約伺に記載する支出理由の内容が不十分で、支出対象の経費なのか支出契約伺のみでは判別できない事例が散見された。支出契約伺には、承認者が支出の内容を十分に把握できる程度に詳細に記載する必要がある。

結果 3

教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払する場合は、事前に理由書を提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく理由書を提出させる必要がある。

意見 8

教員が研究費を執行する際に、電子マネーや QR コード決済での支払の可否が明確化されていない。これらの決済手段は、実質的にポイントの現金化につながるおそれがあることから、使用を禁止することが望ましい。

結果 4

教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払した場合は、事後的にカード利用明細書のコピーを提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく提出させる必要がある。

結果 5

教員の出張報告について、学内ルールに沿ったタイミングで実施されていない事例が散見された。学内ルールに従い、出張報告を実施する必要がある。

意見 9

旅費交通費の精算頻度が 3 ヶ月に一度となっているため、予算の残高が適時に更新されない状況となっている。予算残高をタイムリーに把握するためにも、旅費交通費の精算頻度を増やすことが望ましい。

意見 10

教職員が出張する際、前後泊が可能か否かの明確な基準がないため、個人的な判断により前後泊代等を経費として支出するケースと支出しないケースが発生する可能性があることから、明確な基準を規定することが望まれる。

(4) 固定資産・物品管理

結果 6

ソフトウェアとして無形固定資産に計上すべき PC ソフトが消耗品費として計上されている。固定資産管理規程に従い、無形固定資産として計上する必要がある。

結果 7

重要物品として処理すべきウェブカメラが消耗品として処理されている。固定資産管理規程及び固定資産管理事務取扱要綱に従い、重要物品として処理する必要がある。

結果 8

重要物品について、固定資産管理規程によると毎事業年度に一度実査を行う必要があるが、令和 4 年度は実施されていない。規程に従い、実査を実施する必要がある。

意見 11

重要物品の実査の頻度が、固定資産管理規程と学内で定めている研究費のルールとで整合していない。両者を整合させることが望ましい。

結果 9

図書の除却時の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。

結果 10

図書台帳に購入財源が登録されていないため、図書を除却する際に会計処理を誤る可能性がある。速やかに購入財源を登録する必要がある。

結果 11

図書の蔵書点検が学内ルールに沿って実施されていなかった。学内ルールに従い、定期的に蔵書点検を実施する必要がある。

意見 12

教員が研究費予算で購入した図書については、消耗品として扱うため図書台帳に登録せず、また、現物管理も実施していない。最低限、公立大学法人化前と同様に、奈良県規則で物品管理すべきとされた図書（2万円以上）は、図書台帳に登録して現物管理を実施することが望ましい。

結果 12

教員への機器の貸し出し管理が適切に実施されておらず、一部の機器の紛失事案が発生している。機器の保管、貸出管理を適切に実施する必要がある。

（5）外部資金管理

意見 13

プロジェクト収支簿の予算残額と会計上の残高が一致していない。また、確定登録漏れにより支出処理ができない状況となっていたプロジェクトや、事業期間が終了しているにも関わらず残存しているプロジェクトがある。会計上の残高はプロジェクト収支簿を使用せずに管理し誤りはなかったが、業務の効率化を考慮し、最適な管理方法を検討することが望ましい。

意見 14

教員が研究費の執行を管理している財務会計システムにアクセスできないため、研究費の執行状況を確認するためには事務職員に問い合わせる必要がある。教員に同システムへのアクセス権を付与して教員個人が執行状況を確認する方法も考えられることから、最適な執行管理の方法を検討することが望ましい。

意見 15

寄附申込書において希望する教員がない場合、使途不特定寄附金として寄附金収益を計上しているが、このような寄附については、教育研究支援基金に組み入れ、長期的な視点で有効活用することが望ましい。

結果 13

教員が科学研究費補助金で購入した物品について、県立大学に対して寄附申込書を提出しているものの、寄附の会計処理を実施していなかった。現物寄附の処理を実施する必要がある。

結果 14

現物寄附を受け入れた際の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。

(6) 人事給与管理

結果 15

教員に対して適用している専門業務型裁量労働制度について、適用条件を満たしているかの確認が不十分と考えられたため、適切に確認する必要がある。

結果 16

教員が休日に出勤した際の割増賃金が不支給となっている事案があったため、教員の勤怠管理を適切に実施する必要がある。

結果 17

教員は、振替休暇や代休を取得する際に「振替休日・代休休日依頼書」を提出することとなっているが、依頼書と勤務実態が整合していない事例や、依頼書を提出せずに休暇を取得している事例がある。学内ルールに従い、もれなく依頼書を提出するとともに、依頼書と勤務実態が整合しているか確認する必要がある。

意見 16

職員の労働時間について、タイムカードによる打刻時間との整合性は確認しているものの、PCのログとの整合性は確認していない。タイムカードによる打刻時間は操作可能であることから、操作が難しいPCのログとの整合性も確認することが望ましい。

結果 18

学生アルバイト（教員の補助）に対して、労働条件通知書や雇用契約書を作成していない。労働基準法に従い、労働条件通知書等を作成する必要がある。

(7) 収入管理

結果 19

現金収入について、収納金額の網羅性が担保されているか検証ができない状況となっている。収納金額の網羅性が担保されるような領収書の管理体制を構築する必要がある。

(8) 施設設備管理

意見 17

平成 28 年度に策定した基本計画で見込んだ事業費と実際の事業費が乖離している。今後の整備費用を適切に把握するためにも、基本計画を定期的に更新し、実行可能性を含めて継続的に検討することが望まれる。

(詳細な内容)

平成 28 年度に基本計画を策定し、その後は令和 2 年度に附属高校との高大連携を展開する拠点の整備に関する事業を追加した以外、基本計画の見直しを実施していない。基本計画を策定した平成 28 年度に比べて、資材価格の高騰等の影響を受けて工事単価は上昇しており、国土交通省が発表する建設工事費デフレーターは平成 28 年度から令和 4 年度にかけて約 2 割も上昇している。

実際、令和 4 年度に竣工したクラブハウスについては、基本計画で見込まれていた工事費に比べて、実際の工事費は 2 倍以上の金額に膨れ上がっている。

【令和 4 年度に竣工したクラブハウスの基本計画と実績の比較】

	基本計画	実績	増減
工事費	60,256 千円	130,839 千円	+70,583 千円
平米単価	224,000 円	486,390 円	+262,390 円

基本計画では、総額で 71 億円の事業費を想定しているが、直近の状況からすると大きく増加することは確実であると考えられる。事業費の増加は、今後の県の財政に影響を及ぼすことが想定される。したがって、基本計画を定期的に更新して将来の県の負担額を把握するとともに、県が負担できる範囲内なのかを検討し、実行可能性も含めて継続的に検討していくことが望まれる。

意見 18

附属高校の施設整備計画が存在しないため、大学と同じく、施設整備計画を策定することが望まれる。

(9) 情報システム管理

意見 19

財務会計システム、人事給与システム及び図書館システムについて、システムの稼働とバックアップを県立大学敷地内のサーバーで実施している。地震や火災等の災害の発生可能性を考慮し、バックアップ方法を検討することが望ましい。

4 奈良県営競輪事業

(1) 結果及び意見の要約

奈良競輪においては、3件の結果及び16件の意見が検出された。(2)以降で結果及び意見の要約を記載し、詳細な内容については本編を参照されたいが、特に重要な結果及び意見については、概要版においても詳細な内容を記述している。

項目	結果及び意見	頁数
(2) 中長期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会		
① 奈良県営競輪あり方検討委員会の設置について		
② あり方検討委員会の開催について		
③ 奈良競輪の今後の方向性の検討状況について	意見 20、意見 21 意見 22、意見 23	15～16
(3) 購買管理		
① 奈良競輪の購買取引の規模		
② 奈良競輪の契約事務	結果 20、結果 21 意見 24	16
③ 奈良競輪開催地元協力費	意見 25	17
(4) 包括委託		
① 包括委託契約の内容	意見 26、意見 27 意見 28、意見 29 意見 30、意見 31 意見 32	17～18
② 日本トーター株式会社の概要		
③ 全国競輪場の包括外部委託状況		
(5) 施設設備管理		
① 奈良競輪が管轄する公有財産		
② 公有財産の管理	結果 22	18
③ 公有財産台帳		
④ 中長期的な施設整備	意見 33	18
(6) 収入・資金管理		
① 奈良競輪の収入規模		
② 奈良競輪場内の施設	意見 34、意見 35	18
③ 資金管理		

(2) 中長期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会

意見 20

「奈良県営競輪あり方検討委員会」では、先 5 年間のみの事業継続を検討しているが、設備の老朽化程度を勘案すれば、長期的な視点での経営判断が求められる状況である。速やかに奈良競輪の今後の方向性を検討することが望まれる。

(詳細な内容)

平成 24 年度より、「奈良県営競輪あり方検討委員会」を開催し、奈良競輪の存廃の議論をしてきた。これは、あり方検討委員会を立ち上げた当時、車券売上がピーク時の 3 分の 1 に減少し、特別会計の累積損失が 1 億円を超えたことを契機としている。その後、累積損失は解消したものの、長期的な展望が見通せない状況が続いたことから、3 年間または 5 年間という期間にわたって運営を継続するか否かのみを決定してきた。直近では令和 4 年度から令和 8 年度までは運営を継続することは決定している。しかし、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要等も影響して車券売上高は増加傾向にあり、競輪事業を取り巻く環境はあり方検討委員会を立ち上げた当時と大きく異なってきている。5 年間という短い期間での存廃を前提としていては、近視眼的な経営に陥り、例えば数十年先を見据えた設備投資が困難になるなど、長期的な視点での経営が難しくなる可能性がある。現状の設備の老朽化程度を勘案すれば、速やかに競輪事業の状況を分析し、奈良競輪の今後の方向性を検討することが望まれる。

なお、他の競輪場では、民間の資金を活用しながら、競輪にとどまらずファミリー一層も楽しめるような地域の娯楽施設を目指している事例もあるため、参考にされたい。

意見 21

奈良県営競輪事業費特別会計について、官庁会計により決算を実施しているが、長期的な経営を検討するのであれば、公営企業会計を適用することが望ましい。

(詳細な内容)

奈良県営競輪事業費特別会計は、県の財政上特別会計として位置づけられており、官庁会計(収支会計方式)により決算書を作成している。収支会計方式の場合、決算書類は現金主義により作成され、例えば固定資産を取得した場合は、取得した年度に一括して支出として計上される。そのため、大規模な投資の有無により収支の額が大きく変動することになり、長期的視点を踏まえた経営成績の把握には適さない。また、収支会計方式によると奈良競輪が保有する資産負債の額が決算書類情報から読み取ることができないため、財政状態の把握も困難である。

このように、収支会計方式による決算情報のみでは、長期的な視点での経営成績の把握及び分析、財政状態の管理が困難という課題がある。今後、奈良競輪を長期的に運営する場合には、減価償却費も含めたフルコスト情報を把握したうえで、各

事業年度の適正な損益情報及び財政状態を把握・管理を実施していくことが必要不可欠と考えられる。したがって、発生主義による会計方式である公営企業会計を適用し、減価償却費も含めた損益情報及び貸借対照表の作成による財政状態の把握管理が望まれる。

競輪事業は独立採算で、利益計上を目指す事業である。営利事業を営む民間企業では当然に発生主義会計を適用しており、自治体でも上水道事業や下水道事業、病院事業等については発生主義会計を適用している。一般会計への繰出しを前提に運営されている競輪事業は、これらの公営企業より営利的性格が強いことからすると、発生主義会計が適用されて当然ともいえる。実際、同じ公営競技である競艇事業は公営企業会計を適用している事例が多数あり、競輪事業でも北九州市では公営企業局を設置し競艇事業と併せて公営企業会計を適用していることから、参考にされたい。

意見 22

施設整備基金の積立方針がないため、将来の必要な施設整備額を踏まえて積立額を算出することが望まれる。

意見 23

奈良競輪における SDGs の取り組みについて、外部への公表が行われていない。目標値を設定し、外部に向けて積極的に情報を公表していくことが望まれる。

(3) 購買管理

結果 20

「令和 4 年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、当該委託業務の検収時に、仕様を満たしているかの確認が不十分であった。履行確認を慎重に実施する必要があることは当然のこと、履行確認を意識した仕様書を作成する必要がある。

結果 21

「令和 4 年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、業者から提出された運転日報に仕様書で求められる事項が記載されていないにもかかわらず、検収している。検収時は、履行確認を適切に実施する必要がある。

意見 24

業者から入手した参考見積額の平均額で予定価格を算出している事例が見受けられた。低廉な金額を採用しなかったことは経済合理性を欠くと考えられるが、予定価格の算出方法が規定されていないことが要因と考えられ、運用ルールを規定することが望まれる。

意見 25

競輪開催に伴う影響度を金額換算して近隣自治会に支給する奈良競輪開催地元協力費について、入場者数の減少等により影響度に変化が生じている可能性があるが、少なくとも過去5年間は支給額に変化がない。影響度の変化を評価し、奈良競輪地元協力費の見直しを検討することが望ましい。

(4) 包括委託

意見 26

競輪場で実施したイベントについて、効果測定が実施されていない。効果指標を設定し、効果測定を実施することが望まれる。

意見 27

無料送迎バスの利用実績が低迷している時間帯がある。費用対効果分析を実施し、効率的な運行頻度となるよう検討を進めることが望ましい。

意見 28

包括委託先は、来場者の利便性向上や顧客満足度向上等を目的に、キャッシュレスサービスの導入を提案しているが、奈良競輪場の来場者の属性を踏まえて慎重に検討することが望ましい。

意見 29

奈良競輪場への来場者の属性把握が5年に一度しか実施されていない。入場者数の拡大策を検討するためにも、来場者の属性の把握は欠かせず、頻度を高めることが望ましい。

意見 30

日本トーターとの包括委託契約において、委託した業務がすべて実施されたか否かの確認が不十分であるため、業務の履行状況を網羅的に確認することが望まれる。

意見 31

包括委託業務のうち付随業務については、包括委託先業者から再委託に関する申請書を入手していない。再委託に関する情報を収集することは有用であると考えられることから、包括委託先業者から付随業務の再委託に関する申請書を入手することが望ましい。

意見 32

包括委託業務の再委託先業者からは暴力団排除条例に関する誓約書を入手していない。暴力団排除の実効性を高めるためにも、再委託先からも誓約書を入手することが望ましい。

(5) 施設設備管理

意見 33

中長期的に施設設備の維持・更新を検討するためには、過去の修繕の記録や現況を把握する必要がある。これらの情報を施設カルテとして記録しているが、対象が一部の建築物にとどまっているため、すべての施設を対象に施設カルテを作成することが望まれる。

(詳細な内容)

奈良県公有財産規則に従い、県が保有するすべての公有財産について、公有財産台帳に取得日や取得価格、建築面積、構造、異動日（新築や増築、取りこわし）等を記録する必要がある。しかし、同規則では、過去の修繕の記録や現況（ひび割れや剥落の有無等）の記載までは求められていないことから、中長期的に施設設備の維持・更新を検討するために必要な情報が公有財産台帳からのみでは入手することができない。したがって、奈良競輪の独自の取り組みとして、主な建築物については、施設ごとの用途、問題点、点検結果、主な修繕履歴等を整理した施設カルテを公有財産台帳とは別に作成している。しかし、すべての建築物に対して施設カルテを作成しているわけではなく、不十分な状況となっている。

今後のあり方検討委員会の検討次第では、長期的に奈良競輪を運営していく可能性がある。その場合、中長期的にすべての施設設備を維持・更新していく必要があるため、現在のように一部の建築部のみ施設カルテを作成するのではなく、すべての建築物について施設カルテを作成することが望まれる。

結果 22

物品を処分する際、処分したことを証する書類を入手していない事例が見受けられた。物品の処分の事実を証する書類を入手する必要がある。

(6) 収入・資金管理

意見 34

広告収入の実績が低迷していることから、広告収入の獲得に向けた取り組みを検討することが望ましい。

意見 35

特別観覧席（飛天交流館）の利用者数が低迷している日があることから、採算性の検討を行うことが望まれる。

第3 総括的な所見

1 県立大学

教育サービスを安定的に提供するとともに効率的かつ効果的に実施するために、県は大学を平成27年度に公立大学法人化し、令和4年度末で8年が経過した。県立大学が、公立大学法人として中長期的な観点も踏まえて効率的かつ効果的に運営されているのか、県としてのガバナンス機能が働いているのかといった視点で監査を実施した。

公立大学法人において、財務的な観点で最も大きな役割を果たすのは積立金制度である。大学の経営努力として県に認定された目的積立金は、翌年度以降に大学で単独執行ができる仕組みとなっており、当該制度は大学に経営努力のインセンティブを与えると同時に、積立金を財源とした複数年度にわたる事業を実施することを可能としている。しかしながら、積立金として使用見込みのない資金が大学に留保されると、県全体の資金の有効活用の観点から問題がある。県としても、大学に不必要な資金が留保されることのないよう、中長期の財務戦略を確認していくことが必要である。

また、公立大学法人は、中期目標及び中期計画を通じた目標設定・業績評価の運用が求められ、県は課題として中期目標を県立大学に与え、その課題を解決するために県立大学は中期計画を策定・実行するが、当該制度の効果的な運用のためには、実現可能な目標の設定や、成果を測定する指標（KPI）の明確化が重要である。この点、アウトプットではなくアウトカムを意識した目標設定を行うとともに、県立大学である以上、卒業生の県内就職率をKPIとして中期目標に設定することが必要と考える。

積立金制度や目標設定・業績評価制度により、自主自律的な大学運営が可能となる一方で、法人化後はすべての業務を県立大学内で実施する必要があるため、例えば、人事給与管理（勤怠管理、給与計算、給与支払等）も大学で実施しなければならない。また、大学では、労働基準法への対応、独自の情報システム活用など、様々な専門知識が必要となるが、人事異動を前提とする県からの派遣職員には、ノウハウが蓄積されにくいという課題がある。このような課題を解決するためには、プロパー職員の活用が考えられるが、現在は令和5年度に初めて1名の採用が行われたところである。より積極的な採用を進められたい。

県立大学は規模が小さいことから、事務部門の効率化に限界があるという課題もある。奈良県では、県立大学以外に公立大学法人奈良県立医科大学及び地方独立行政法人奈良県立病院機構も地方独立行政法人として設置されているが、他の都府県（岩手県、群馬県、東京都、石川県、愛知県、京都府、兵庫県、島根県、高知県）では、一法人複数大学制度を採用しており、スケールメリットを活かして事務効率の向上を図っているケースがある。県立大学の独自性を発揮しつつ、事務の効率化及びノウハウの蓄積といった観点から、改めて県が設置する地方独立行政法人のあり方を検討されたい。

また、大学の施設設備の多くは老朽化しており、今後 10 数年をかけて更新する方針であるが、昨今の工事費の高騰の影響で、計画策定時 71 億円であった工事費総額は相当程度上振れることが想定される。これに、老朽化している附属高校の整備計画も今後上乘せとなることも考慮しなければならない。県の財政が厳しさを増す中、設備更新投資の観点からも、県立大学の施設整備のあり方を検討していくことが望まれる。

2 奈良競輪

奈良競輪は、車券売上高が平成 3 年度の 307 億円をピークに減少し、平成 26 年度には 107 億円と最盛期の 35%にまで落ち込んだが、新型コロナウイルス感染症による巣籠もり需要によるインターネット売上の増加により、車券売上が令和 4 年度に最盛期の 90%程度まで回復し、442,000 千円を一般会計へ繰出すことが出来るようになってきている。

奈良競輪では、無観客でインターネット売上のみで実施されるミッドナイト競輪を自場で開催するための施設を導入したり、インターネット売上の比率が高いナイター競輪やモーニング競輪の開催を進めた結果、1 日平均の車券売上高は全国平均に比べて 14.6%も高い水準を達成しており、インターネット売上の取り込みに成功しているといえる。合わせて、競輪場内での売上拡大策を進めていくことも重要である。競輪場内の広告収入の実績が乏しい点や、特別観覧席（飛天交流館）の使用実績が低迷している点は、改善の余地があるといえる。また、入場者の属性の把握が不十分な点もあり、来場者を増加させる努力もより一層進められたい。

また、安定的な利益を計上するためには、コスト管理も重要となる。奈良競輪では、開催業務及び事務業務は日本トーターに包括委託し、奈良競輪場の職員は最低限の配置となっていることから、コスト管理のために、包括委託の管理を有効に実施することが重要となる。

この点、包括委託契約で定めた 90 の委託業務が漏れなく実施されているか否かの確認が不足している事例や、イベントの効果測定が実施されていない事例など、改善の余地がある状況が見られた。包括委託の実施により、民間のノウハウの活用が進み、繰越欠損金が解消するなど、これまで一定の成果があったことは評価できるものの、競輪場の運営のノウハウは委託業者に蓄積され、県職員の知見が不足すると、委託業者の業務に不備があったり、委託費の値上げを要求されたとしても、県職員で適切な判断ができなくなる恐れがある。県職員の知見の蓄積と、定期的な委託業務のモニタリングが欠かせない。

「あり方検討委員会」は、奈良競輪が危機的な状況に陥っていた平成 24 年に第 1 回が開催され、以後、3 年間または 5 年間の期間を区切って事業継続の可否を議論してきた。しかしながら、車券売上の回復状況からは、先 3 年または 5 年の存廃ではなく、中長期的な経営方針について協議されるべきであると考えられる。現在は、令和 8 年度までの存続しか決まっていないため、令和 9 年度以降の経営計画は策定さ

れておらず、競輪施設整備基金の積立計画もないなど、かえって不効率な経営になっている可能性がある。

なお、入場者数は落ち込んだまま回復せず、記録が残る最も入場者数の多い昭和51年度の566千人に対し、令和4年度の入場者数は4%の24千人に落ち込んでいる。今後の奈良競輪の経営の方向性を検討していくにあたり、入場者数の回復を目指して場内施設の拡充を図るのか、入場者数は追い求めずにレースの安定的な開催を目指して最低限の投資にとどめるのか、県として決断していかなければならない。他場では、ホテルを併設したりBMX(バイシクルモトクロス)の施設を併設したりと、テーマパーク化を目指している事例もある。奈良県では、近年、相次いで遊園地が閉鎖されたこともあり、これらに代わる娯楽施設としてのポテンシャルのある奈良競輪をどのように活用していくかは、県全体で検討していくことが重要である。

仮に、将来にわたって経営していく場合、公営企業会計の適用は必須である。現在の奈良競輪は単式簿記の官庁会計により会計処理を実施しており、各年度ごとの歳入、歳出しか把握できない。しかし、過去に投資した施設については、投資年度以降に減価償却費という費用が発生しており、この減価償却費も含めたフルコストを把握し、各年度の収益で回収できているのかを判断していく必要がある。公営企業会計の導入を積極的に検討されたい。

以上